

サマースペシャル 道場

✓ 実施形態・実施校

通学：新宿エルタワー本校
梅田駅前本校

✓ 対象者

- 模試の前に法令系全範囲の確認をしたい方
- 自分の弱点を正確に把握したい方

✓ 担当講師

友次正浩
LEC専任講師



✓ 科目

憲法・民法・行政法・商法会社法

✓ 回数

全1回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

70分×6コマ

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

行政書士試験まであと約2ヶ月。この時期に1日で試験合格に必要な「基礎力」を確認するための講座です。朝から晩まで問題をひたすら解く1日。いわば、知識の「健康診断」のような講座です。試験約2ヶ月前の段階で「このレベルの問題は解けるようになってほしい」という問題を、全分野にわたって一問一答形式で総チェック（基礎知識を除く）。苦手分野の基礎を固めるのは、この時期がラストチャンス！

講座・レジュメのPOINT

Summer Special	【第2期】講座	問題2（各々種・所有権・用益物権）	7/29
06	1 底人が返却を事実上失効している状態は準たる所有にすぎないから、他人に占有権が認められることはない。（国法専門第146）	2 民法第188条にいう占有物の上に行使する権利とは、所有権その他の物権に準られ、賃借権その他の権利は含まれない。（民法第144）	3 Aの宅地の隣地Bに埋蔵されていた大量の土砂が、長雨のため、Aの宅地に入土しなくなった。Aは、当該隣地Bの所有者であるBに対し、土砂がAの宅地に入土しないようにするための除却を請求することを請求すること、に、隣地Bの除却を請求することができる。（民法第145）
4 Bは、Aの車庫から自動車を取り出した後、これをCに売却した。Aは、Cに対し、Cが自動車の占有を数値した時から1年以内に限り、占有回復の請求により自動車の返還を請求することができる。（民法第145）	5 Aが自家用車を使用するため、Bから稼がっていたネジを使用し、強度を上げるために増設して使用させた場合であっても、Bはネジの所有権を失わない。（地方上第140）	6 分割によって取得が生じた場合には、取得の所有者は、公課に課税される。他の分割者の所有権のみを消滅させることができるが、償金を支払わなければならない。（民法第146）	7 A及びBが所有する建物Cの不法行為により全壊した場合には、Aは建物で、Cに対し、建物全壊についての損害賠償を請求することができる。（民法第147）
8 甲、乙および丙が土地を共有（持分持分が各1/3、乙および丙が各4/9の1）している。本件土地が第三者に譲渡されている場合には、譲渡後取得の効力は共有物の管理行為にあたるから、乙は専断で解除することができる。（民法第148）	9 土地Aの所有権が土地Bを通行するために土地B上に設定する権利を地役権といふ。この場合に於ける土地Aを原供地、土地Bを被供地という。（市役所140）		

POINT ①

講義で「自分の弱点」を把握し、全問解けるまで徹底的に復習することで基礎が確立します！講義はひたすら「演習→解説」のアウト・イン方式。演習と解説の割合は1：1です。全問基礎問題なので「普段独学だから」「後で覚えようと思っていた」などという言い訳もできません。「講義終了時、レジュメ1冊やり遂げた達成感がすごい」「当日はボロボロの成績だったけれど、復習したら一気に模試の点数が上がった」との声をいただいております。

POINT ②

全問一問一答形式なので、知識が身についているか否か、すぐに判別できます。憲法・行政法・商法会社法は全問過去問を使用していますが、民法は全問他資格（公務員試験や司法書士試験等）の過去問を使用しています。

○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	26/8/16（日）	10：00～18：40	梅田駅前本校
	26/8/23（日）	10：00～18：40	新宿エルタワー本校

※本講座に欠席Webフォローはございません。

【時間割】

講義 10:00～11:10	▼	講義 16:10～17:20
▼		▼
講義 11:20～12:30		講義 17:30～18:40
▼		
昼休憩		
▼		
講義 13:30～14:40		
▼		
講義 14:50～16:00		

○ 受講料（税込）

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学	11,000円	10,450円	10,780円	GA26677